

水田利用再編対策にご協力を!!

昭和58年度転作等目標面積 176.6ヘクタール

(昨年より20ヘクタール軽減・転作率は15%)

昭和57年度水田利用再編対策につきましては、農家各位の格別なる御理解と御協力により転作等目標面積193.1ヘクタールに対し、実施面積196.0ヘクタール(転作実施率101.5パーセント)と目標を達成することができました。厚く御礼申し上げます。

さて、既に農家組合長さんを通じてご承知のとおり、昭和58年度の転作等目標面積は「176.6ヘクタール、転作率で15パーセント」と去る1月19日の光町農業振興対策推進協議会で決定されました。昨年(57年度)と比較しますと面積で19.8ヘクタール(57年度196.4ヘクタール)、転作率では1.7パーセント(57年度16.7パーセント)の減少となっています。

この面積の減少の主な要因は、昭和57年11月の農林水産省省議決定により昭和57年産米の作柄が各地の風水害、曇雨天による日照不足等から全国的にやや不良(作況指数97)となり、昭和58年10月末における昭和57年産米の持越在庫は10万トン程度に減少すると見込まれること。また、3年連続の不作という実情とこれに伴い米の政府在庫水準が著しく低下し、若干の在庫積増を必要としていること等を踏まえ、国では昭和58年度の転作等目標面積について、水田利用再編第3期対策(昭和59年度～昭和61年度)への円滑な移行に配慮しつつ第2期対策(56年度～58年度)の枠組のもとで、昭和57年度の転作等目標面積(63万360ヘクタール)から3万360ヘクタールを軽減した60万ヘクタールが決定されました。このことにより国から千葉県への昭和58年度転作等目標面積配分は、昭和57年度の転作等目標面積(1万5,300ヘクタール)より1,370ヘクタールが軽減され1万4,160ヘクタールと決定、国と同じく県から各市町村にも転作等目標面積が軽減されたものです。新聞等で承知のとおり、県から町への58年度転作等目標配分面積は173.6ヘクタールですが、水田の他用途への転用や他市町への耕作移動等の流動的要因を加味して県の配分面積に3ヘクタールを加算し町の目標面積を176.6ヘクタールとしたものです。また各農家組合(農家)への目標配分はそれぞれの耕作(所有)面積に町の転作率15パーセントを乗算して配分いたしました。更に転作達成農家と未達成農家との公平確保措置として、未達成農家に対しては過去における未達成面積分を58年度転作目標面積に加算し配分するとともに、事前売渡申込限度数量を未達成面積に応じ10アール当たり300キログラムを減額し配分しております。

一方昭和58年産米の事前売渡申込限度数量4,061.97トン(67,669.5俵)は昭和57年度における農家配分数量を基本に、昭和58年度転作等目標面積の軽減により増量された数量25.02トン[417俵(もち米含む)]をそれぞれ配分いたしました。

米の生産力は大幅に需要を上回っており、水田利用再編対策は農業生産構造にかかわる基本的な課題であり厳しい試練であるといえますが、農業の展望を開くためには避けて通れない重要な課題でありますので、引き続き農家の皆様方の深いご理解ご協力をお願い申し上げます。なお、転作の受け付けについては、後日農家組合長さんを通じお知らせいたしますので、申告漏れのないようお願いいたします。

水田利用再編奨励補助金の単価

(10a当たり:円)

| 区分 | 基本額 (平均) | 加算額 | | | |
|----------|-------------|---------|----------|----------|-------|
| | | 計画加算 | 団地化加算 | | |
| 転作奨励補助金 | 特定作物 | 53,000 | 平均 7,200 | 10,000 | |
| | 永年性作物 | 53,000 | 平均 7,200 | 10,000 | |
| | 一般作物 | 野菜 | 33,000 | 平均 5,500 | 7,500 |
| | | 野菜以外の作物 | 38,000 | 平均 5,500 | 7,500 |
| 保全管理 | 3年未満 | 38,000 | — | — | |
| | 3年以上 | 33,000 | — | — | |
| 土地改良通年施行 | 38,000 | — | — | | |

- (1) 特定作物 今後転作の拡大を担うべき重点作物として位置付けられているもので、「大豆、飼料作物、麦、そば、てん菜、ハトムギ」等の作物です。
 - (2) 永年性作物 果樹その他の木本性作物(みつまたを除く)及びホップ。このうち果樹の一部(かんきつ類、ぶどう、おうとう、パインアップル)と茶は需給上の問題から一般的には対象外作物となります。尚、果樹及び茶は植栽後5年間、その他の永年性作物は植栽後3年間について奨励補助金の対象となります。
 - (3) 一般作物 特定作物、永年性作物以外の作物
- ※ 一般作物のうち地域振興作物として指定された作物(トウモロコシ)は10アール当たり五、〇〇〇円が加算されます。